2　貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）のうち銀行代理業並びに保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行に係るものに関すること（第六項第一号及び第二号に掲げる検査に関するものを除く。）。
二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること（第六項第四号から第六号までに掲げる検査に関するものを除く。）。
3　［略］
4　信書便事業室は、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。
5　信書便事業室に、室長を置く。
6　特別検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務を行う。
一　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項の規定に基づく検査
二　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づく検査
三　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査
四　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査
五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査
六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査
（地域貢献推進官）
第五十三条　郵便局活用課に、地域貢献推進官一人を置く。
2　地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局活用課の所掌事務のうち、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十三款　削除

第七十六条　削除

附　則

［削る］

5　貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行に係るものに関すること（第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。
二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること（第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く。）。
6　［同上］
7　地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。
［新設］
［新設］

［新設］

第十三款　サイバーセキュリティ統括官

（企画官）
第七十六条　本省に、企画官一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、総務省組織令第百二十条第一項の規定により本省に置かれる参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

附　則

（情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室の所掌事務の特例等）
第十四条　情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室は、第五十三条第二項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
一　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。